富産農発第315号 令和7年11月12日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富士市長 小長井 義正

| 市町村名            |  | 富士市        |  |  |
|-----------------|--|------------|--|--|
| (市町村コード)        |  | ( 22210 )  |  |  |
| 地域名             |  | 富士市全域      |  |  |
| (地域内農業集落名)      |  | (別紙集落一覧参照) |  |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 |  | 令和7年7月17日  |  |  |
|                 |  | (第1回)      |  |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

農業用の土地利用ついて、愛鷹山麓には主に茶及びみかん等の果樹類が栽培されている。富士山麓は茶、露地野菜を主体に花木類も作付けされている。西部地区は岩本山及び富士川沿いに茶、みかん、梨、いちじく等が産地を形成している。また平坦部を中心に、市街地に隣接した立地を生かし地場出荷を目的とした野菜類、いちご、施設花きなど、多彩な農業が展開されている。富士川・松野地区は山間傾斜地にキウイフルーツやみかんが栽培されるなど概ね樹園地として利用されている。

近年は農産物の価格低迷、肥料価格高騰、後継者不足、高齢化による農業の担い手不足が深刻化している。また、集積・集約化が困難な農地の荒廃化等が懸念されている。

こうした状況の中でも、規模拡大志向の農家への農地の集積・集約化は、徐々にではあるが進んできている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

安全・安心な農作物の供給や、国土保全など、農業の持つ役割は重要であることから、今後とも農業生産を維持させていく必要がある。そのためには、地域の農地の利用改善や、集積・集約化の推進を図り、今後とも農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるように図っていく。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

| 区均 | 約1,297 ha                        |           |  |  |
|----|----------------------------------|-----------|--|--|
|    | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 約1,297 ha |  |  |
|    | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha        |  |  |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| _  | # JK - 15 + - + 11 + 1 + 1 + 1 | # F U - 41 + 15 1 - 40 A 15 | 6 4 B 4 B 4 1 1 1 1 2 2 E 6 + - |
|----|--------------------------------|-----------------------------|---------------------------------|
| .3 | - 農業の将来の在り方に向けた                | ・農用物の効率的かつ総合的               | た利用を図るために必要な事項                  |

#### (1)農用地の集積、集約化の方針

経営の発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地の情報を積極的に発信し、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の集積・集約化を推進する。

## (2)農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理事業の積極的な活用を図り、貸付希望の農地に対して隣接する農業者への斡旋、新規就農者へ の斡旋等を行いながら可能な限りマッチングを進める。

## (3)基盤整備事業への取組方針

富士山麓地域の県営畑地帯総合整備事業今宮神戸地区等の県営事業を始め、その他の基盤整備事業を行っている。今後も西部地域を含めて老朽化した農業用施設の改善による優良農地の確保を図ると共に、農村基盤整備事業、農村環境整備事業、農地保全整備事業等を促進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者を中心に経営発展のための条件整備を図る。

# (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域農業の中心となる経営体については、将来(概ね10年後)の経営の発展の目標設定について、伴奏型支援 を行っていく。

認定農業者、新規就農者などの次世代の農業を担う者の確保・育成に努める。

また、生産性と持続性を兼ね備え、マーケットの変化、変容に対応しうる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を進めるとともに、経営基盤を強固なものにするため、法人化の支援を推進する。

# (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農作業委託の活用については、圃場の管理等に有効活用できる事業内容について農業支援サービス事業体と 連携し検討する。

## 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| ☑ ①鳥獣被害防止対策 | 1 | ②有機・減農薬・減肥料 | J | ③スマート農業 | 1 | <b>④</b> 輸出 | ☑ ⑤果 | 樹等 |
|-------------|---|-------------|---|---------|---|-------------|------|----|
| □ ⑥燃料・資源作物等 | 7 | ⑦保全•管理等     | 7 | ⑧農業用施設  | 7 | 9その他        |      |    |

#### 【選択した上記の取組方針】

- 電気柵設置等の補助金の活用。
- ・猟友会との連携による管理捕獲。
- 環境保全型農業直接支払交付金等の補助金の活用。
- ・6次産業化の推進。
- 耕作条件改善事業の活用。
- ・農地のあっせん、マッチングを含めた情報共有に対する体制強化を行っていく。